

第13期第7回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

1 開催日時

平成29年10月19日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

相本倫子 委員
小林登 会長
櫻井幸一 委員
佐々木久美子 委員
永井ケイ子 委員
村上英明 委員
森咲子 委員
山元規靖 委員

4 審査事項

個人情報の収集の制限に関する規定の例外について（諮問・答申案）

5 会議の内容

【小林会長】

ただいまから第13期第7回福岡県個人情報保護審議会を開催いたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から定足数等の御報告をお願いいたします。

【事務局】

定足数について御報告申し上げます。

本日は、現時点で委員7名の方に御出席いただいております。福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。森委員からは、少し遅れるという御連絡をいただいております。

また、会議は全て公開となっておりますが、傍聴者はいらっしゃいません。

以上で事務局からの報告を終わります。

【小林会長】

ありがとうございます。

それでは、お配りしております次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、前々回から議題となっております「個人情報の収集の制限に関する規定の例外について」です。

事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の嶋添です。よろしくお願いいたします。

先月9月の審議会において、知事から諮問されました個人情報の収集に関する例外事項について御審議いただきました。その中で幾つか委員の先生から御指摘等がございましたので、それを踏まえまして、お手元に配付している資料を作成しております。

青いインデックスを貼った「別紙1」を御覧ください。

まず、資料の作りですけれども、表の左側に前回知事から諮問された内容を記載しています。その右側に諮問に対する答申案を太枠で囲んでお示ししております。諮問と表現を変えた箇所にアンダーラインを引いております。そして、答申案の右側に、事務の名称について代表的なものだけではなく、全てを掲載してほしいという御要望がございましたので、全庁照会で回答のありました事務について、事務名と収集する個人情報を記載しております。

これから御審議いただくのは知事からの諮問ですけれども、便宜上、資料には知事以外の実施機関の事務についても併せて記載させていただいておりますので、御了承ください。これらの事務を基礎として類型化した共通事務の諮問があり、答申案を作成しています。この答申案につきまして、前回の審議で御意見や御指摘があった点を中心に御説明をいたします。

別紙2の14、精神保健福祉関係事務を御覧ください。

この精神保健福祉関係事務では七つの事務があります。斜線を入れております収集する個人情報の①④については後で御説明いたしますが、収集する個人情報は、事務によって⑥⑨という組合せだったり、⑥⑨⑩という組合せだったりというように異なります。これにつきましては、この事務の類型に該当すれば、本来必要がない個人情報の収集をすることが可能となってしまうため、拡大解釈されないように何らかの表現が必要という御指摘が委員からありましたので、答申案の収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由の2段落目になりますが、「収集する個人情報は、実施機関において、個々の支援の目的や内容を十分に精査し、各種支援事務の目的を達成するために収集することが必要だと認めたものに限る。」という表現を入れることにしました。この表現は、別紙1の3の栄典事務をはじめ、それぞれの共通事務の答申案に盛り込んでいます。また、答申案の共通事務の項目や内容についても、明確にするため、諮問から表現を変えております。

順番が前後して申し訳ありませんが、①思想、信条を収集する事務で、別紙1の3、栄典事務や、別紙2の7、職員の人事管理関係事務等があります。栄典事務に本人の政治的な思想が反映されたり、人事のときに宗教を調べられたりするののかと思ってしまう、任免、配置等の人事管理を行うに当たって、思想や信条を聴き取って人事管理を行うのかという印象を抱いてしまうということで、工夫をした方が良かったという御指摘がありました。

この点につきましては、別紙2の7、職員の人事管理関係事務を御覧いただきたいのですけれども、答申案の個人情報の収集を認める理由の中で、臨時職員、非公務員の職員の任用に当たり、欠格事由——これは地方公務員法第16条になるのですけれども、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者ですとか、禁固刑以上の刑に処せられた者ということになるのですが、この欠格事由がないことを判断するために、思想、信条や犯罪歴を、

適切な配置を判断するために病歴を収集する必要がある、懲戒処分に関して事実関係を職員や関係者から聴取するため、犯罪歴、病歴、刑事事件の手續等を収集する必要があるというように、この事務を行うためにこの個人情報収集することを具体的に記載しました。

このように答申案別紙でそれぞれの共通事務について、歯止めをかける表現や、具体的に収集する理由を書くことと併せまして、答申案のかがみにも、個人情報を収集する必要等を十分に検討し、厳格に判断すること、そして、実施機関が行う事務がどの共通事務に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議することという表現を盛り込みました。

赤いインデックスを貼った「資料1 答申案」を御覧ください。

1枚紙の資料となっております。答申案のかがみを読み上げます。

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年 月 日付け 第 号で諮問のあったことについて、「共通事務（別紙1、別紙2）」または「単独事務」（別紙3）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

また、先ほど説明を飛ばしました、収集する個人情報①から⑩までの中で斜線を引きました①④についてですが、別紙2の7、職員の人事管理関係事務を御覧ください。

相手方の一方的な意思により述べられる個人情報である①思想、信条については、委員の先生から、能動的な収集と、意図していなくても集めてしまう受動的な収集とを分けて書くといいのではないかといた御意見がありましたので、3、栄典事務以降の共通事務で、受動的に収集してしまう個人情報については、全て別紙1の共通事務の1、相談等関係事務で、「実施機関の意思にかかわらず、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。」と整理します。これにより受動的に収集してしまう個人情報を能動的に取得できるものと拡大解釈してしまうことを防ぐことができると考えます。

あと1点、共通事務についての説明ですが、別紙2の22、教育、指導関係事務を御覧ください。

諮問では22、教育、指導関係事務の分ですけれども、共通事務の基礎となった個々の事務——右側に示しておりますけれども、個々の事務の目的、個人情報を収集する必要性を考えたとき、これを一つの共通事務として答申をするには、個人情報の収集を認める理由があいまいになると考えましたので、答申案を二つに分けることにしました。答申案22は職業訓練・研修等関係事務となりまして、職業能力開発校等の公共職業能力開発施設における事務、答申案23は教育・指導等関係事務で、消防学校や教育施設

での宿泊研修を行う教育施設に対する事務となっております。

次に、単独事務について御説明いたします。

青いインデックスを貼った「別紙3 知事分」を御覧ください。

知事から諮問された単独事務に対する答申案は、別紙3のとおりとなります。共通事務と同じく諮問と異なる箇所にアンダーラインを入れております。個人情報の収集を認める理由を具体的に表現しました。

知事からの諮問に対する答申案の説明は以上です。

この答申案でよろしければ、この審議の後、約2週間県のホームページ等によりパブリックコメントに付すこととしたいと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。

前回の審議で幾つか委員から御質問がありまして、それを検討して、ある程度修正されたということだと思います。

前回問題になったのは、今御説明がありましたように、共通事項として収集する個人情報①から⑩までと書いてあって、他方、右側の方で、実は事務によっては①から⑩まで全てを必要とするわけではなくて、①と②だけを集めるものとか、そこにばらつきがありました。そうすると、①と②だけ収集すれば良い事務にもかかわらず、全部収集して良いかのように読めてしまうのではないかというのが一つ問題だったと思います。

それと、もう一つ大きな問題だったのは、例えば人事に関するところで、思想、信条等を収集することも含まれていたのですけれども、それは思想、信条を収集して人事を判断するように読まれてしまうのではないかということでした。なぜそれが入っているかということ、一方的に聴取した人が話した場合には、どうしても受動的に受け入れてしまうので、そこも含めておかないといけないということで載せているわけですが、ただ、この前の書き方だと、まるで思想、信条も人事関係の事務で収集して判断するかのような誤った捉えられ方をするおそれがあるので、それはよろしくないのではないかと。たしか、議論の中では、受動的なものなのか能動的なものなのかというのを書き分けたらどうかという話もあったかと思います。それについて、今回このような形で整理されたということです。

今の事務局からの説明で何か御意見、あるいは御質問とかはございませんか。

【櫻井委員】

細かい話ですけれども、気になったのは、今ぱっと読んで、別紙3の最後のページかな、一番上の録音図書貸出業務です。これは現行行われていますか。

【事務局】

はい。知事以外の分については、後半で詳しく御説明しようと思っていたのですが、現在も行っております。

【櫻井委員】

つまり録音図書を借りる人は、障がいがある人かどうかをアンケートか何かで書いてもらうということですか。

【事務局】

アンケートではなく、初めに録音図書を利用するために登録を行っていただくのです。

【櫻井委員】

目が不自由な方にしか貸せないということですか。

【事務局】

はい、そうです。

【櫻井委員】

普通は録音図書というと、本を読み上げるものですよ。

【事務局】

そうです。音訳されているCDですとか。

【櫻井委員】

現状は分かりました。てっきり私は字を読むのが面倒なときは、誰でも使うものかなと思ったのです。分かりました。どうもありがとうございました。

【小林会長】

よろしいですか。ほかに何か御意見、御質問はございませんか、

【村上委員】

一つ確認で恐縮です。例えば、先ほど御説明いただいた別紙2の7、職員の人事管理関係事務で、職員の懲戒処分をする際に、①思想、信条の自由の丸のところに斜線が入っているのは、別紙1の1の相談事務の方に移すということですね。

【事務局】

はい。

【村上委員】

懲戒処分というのは知事部局ほか県警も教育委員会、その他大学などでもやるのですが、別紙1の1、相談等関係事務の右側の、例えば、知事部局での懲戒処分において、関係者が自分で話して、そのようなことを言うというのは、どれに当たるのですか。

【事務局】

知事部局でいいますと、一番下の県民からの相談、陳情、要望及び意見等になります。

【村上委員】

その場合は職員も県民とみなすのですか。

【事務局】

はい。

【村上委員】

私の質問の趣旨は、大学関係についてもやっぱりあるのですけれども、「県民からの」と書いてありますね。ところが、左側の制限のところは、「県民等からの」と書いてあるから、多分「等」の中に職員も入るのかなと。ところが右側には「県民」としか書いていないから、言葉のあやですけれども、それがどうなのかなと思いました。県民の中に懲戒処分の対象となる職員も入るという理解でいいということですね。

【事務局】

はい、そうです。

【村上委員】

分かりました。

【小林会長】

ほかはいかがですか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

事務局の御説明で大体お分かりになりましたでしょうか。前回に比べてかなり、特に答申案でいくと、収集の制限事由に係る個人情報の収集を認める理由のところを、なぜ必要なのか、何のために必要なのかということを書いた上で、さらにそのような収集が必要だと認めたものに限定しています。

その上でさらに先ほどの資料1の答申案のかがみのところで、厳格に判断してくださいよということまで言っているということで、収集に当たっては十分注意してください、そして、厳格に判断してくださいとかなり縛りをかけているということです。大体このような感じでよろしいですか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

いずれにしろ、パブリックコメントに付して、そこでまたいろいろ県民の方からの御意見をいただくことになります。もしかしたら、我々では思い付かないようなことを御指摘いただくかもしれませんし、それで御指摘いただいた上で、もう一度この審議会で検討するということになっていますので、一旦パブリックコメントに付して、その後、もう一度検討したいと思います。そういうことですので、知事部局の答申については、一応この案でパブリックコメントに付すということで決定します。

次に、知事以外の実施機関からも同じように諮問が上がってきておりますので、この点について事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

知事以外のほかの実施機関からの諮問について御説明いたします。知事以外の各実施機関から諮問書は、お手元にお配りしております赤いインデックスを貼った「資料2」になります。

この諮問書の一つずつ見ていただくのは大変ですので、諮問された内容をまとめた一覧表を作成しております。赤いインデックスを貼った「資料3 参考資料」を御覧ください。

各実施機関から諮問のありました共通事務につきましては、知事からの諮問を基礎としまして、該当する事務があるものが諮問されたものになります。

例えば、表の左から三つ目の教育委員会を見ていただきますと、諮問のありました内容は、共通事務の1相談、2作文・絵画、3栄典事務、4非常勤職員、6来訪者、7人事管理、8健康管理、10行政財産、19争訟、21補助金、22教育、23奨学金、24試験実施となっています。そして、単独事務は録音図書貸出業務がございます。このように、それぞれ実施機関の該当する事務について丸を付けてまとめております。

そして、知事以外の実施機関から諮問のありました単独事務の詳細につきましては、青いインデックスを貼った「別紙3 知事以外」という資料を御覧ください。

それぞれ諮問のありました単独事務とそれに対する答申案を1枚にまとめております。教育委員会から録音図書貸出業務、警察本部長から警察官採用事務、人事委員会から職員採用試験関係事務、独立行政法人の大学から理事長、監事及び役員任免関係事務が諮問されております。

知事以外の実施機関からの諮問について説明は以上です。

こちらにつきましても、知事の答申案と同じく、この答申案でよろしければ、この審議の後、パブリックコメントに付すこととしたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。大体お分かりになりましたでしょうか。かなりたくさん諮問が上がってきていますが、要は共通事務については、先ほどの知事から諮問されたものと同じもので、具体的にどのような事務が共通事務として上がってきているかというのは、例えば、先ほどの別紙1の1枚目を見ていただくとお分かりになると思いますが、右側のところに実施機関がありまして、その下の方に各部署が上がってきています。このような形でそれぞれ諮問されているということですね。それに対しての答申の方向としては、先ほどの知事部局とほぼ同じです。

何か御意見とか御質問はございませんか。

【村上委員】

知事部局の答申案の中には、個人情報を集める必要性を詳しく書いたことと、もう一つ、目的、内容を十分精査した上で必要と認めたものに限るということを入れたのですね。単独事務は必要性だけしか言っていないけれども、これは入れなくて構いませんか。

【事務局】

共通事務の場合は①②とか、①③⑤とか、その中でどこに該当するのかというのが拡大解釈されるので、実施機関において十分精査をなさいということで、必要なものに限るという趣旨です。この場合はそれぞれの事務で必要なものが決まっていますので。

【村上委員】

単独事務は決まっているからということですか。分かりました。

【事務局】

また他の事務が今後出てくれば、共通事務で読めなければ単独事務として諮問して、追加して答申していくことになっていきます。ただ、今現在では全部この中に含んでいます。

【村上委員】

分かりました。ありがとうございました。

【小林会長】

よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

私も1点御質問です。これは知事と知事以外の事務に共通するものとして示していますが、例えば別紙1を見ますと、右側のところに実施機関、事務の名称などが書かれた表が付いています。前回もお尋ねしたかもしれませんが、これは答申案に含まれないということですか。

【事務局】

はい。こちらはあくまでも現段階での調査に対する回答をまとめたもので、答申案の基礎になるものです。

個々の事務については将来的に廃止になるものもありますし、また新たに該当するものも出てくるとお思いますので、これを載せてしまうと、その都度、諮問、答申という手続になり、煩雑になるということもありますので、答申の中に事務名は入れない予定です。

【小林会長】

だから、別紙1の1枚目でいくと、答申案は中央の太枠で囲った部分だけになるということですか。

【事務局】

はい、そうです。

【小林会長】

右側の表があった方が本当は分かりやすいのかもしれませんが、結局これを付けるということになれば、全部個別に審査することになってしまうので、同じような事務で同じ判断になるはずのものを、各事務が出てくるたびに何回も審査しないといけなくなってしまって、共通事務を設けた意味がなくなるということですかね。

これでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

それでは、知事以外のものについても、この答申案のとおりパブリックコメントに付すことを決定したいと思います。

その他、事務局からございますか。

【事務局】

お手元に第6回分の会議録案を配付しております。修正等がございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

次に、第5回分の会議録につきまして、後ほど会長に御署名をお願いしたいと思っております。

最後に、次回の審議会の日程でございます。全体会を11月16日木曜日10時から、こちらの特9会議室で開催いたしますので、御出席のほどよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは、全ての議題について終了いたしましたので、全体会はここで終了いたします。

第二部会の委員の先生方はどうもありがとうございました。お帰りいただいて結構です。この後、引き続き第一部会がありますので、第一部会の委員の先生方は、このままお待ちください。どうもありがとうございました。